

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

### 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

### 告 示

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

(農村整備課)

二

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

二

○道路の区域変更(二件)

(道路課)

二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

三

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

三

### 選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)

五

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)

五

### 収用委員会

○石巻広域都市計画南浜津波復興祈念公園1号事件公示送達

五

## 規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月二十七日

○宮城県規則第九号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

## 訓 令 甲

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次の一号を加える。

四十九 肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則(平成三十年宮城県規則第八号)第

十四条第一項ただし書の規定による費用の交付

附 則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

○宮城県訓令第二十一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一疾病・感染症対策室長の専決事項の項に次の一号を加える。

十四 肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則(平成三十年宮城県規則第八号)の

施行に関する次のこと。

イ 指定医療機関の指定(第四条)

ロ 指定医療機関の指定の取消し(第五条)

第二条 事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第一保健福祉部長の疾病・感染症対策室に係る専決事項の項に次の一号を加える。

十 肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則(平成三十年宮城県規則第八号)第十

条第一項第三号の規定による認定の取消し

別表第一疾病・感染症対策室長の専決事項の項第十四号中「(平成三十年宮城県規則第八号)」

を削り、同号に次のように加える。

ハ 参加者の認定(第七条)

ニ 参加者の認定の取消し(参加者から認定の取消しの申請があつた場合及び参加者が認定の

要件を欠くに至つた場合に限る。)(第十条)

ホ 費用の交付(第十四条)

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項に次の一号を加える。

十五 肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則第十四条第一項ただし書の規定による費用の交付（支所の事業担当区域に係るものを除く。）  
別表第七塩釜保健所の支所長の専決事項の項第一号中「第十四号」を「第十五号」に改める。

この訓令は、平成三十年十二月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成三十年十一月二十七日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第千三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業青生地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年十一月二十八日から平成三十年十二月二十七日まで

三 縦覧場所

美里町役場及び大崎市役所

○宮城県告示第千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年十一月二十七日

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿郡女川町竹浦字鮎古一の一（次の図に示す部分に限る。）、尾浦字東風浜一六の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十一月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 蔵王川崎線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
柴田郡川崎町大字前川字中町七五番八地先から同郡同町大字前川字裏丁一八四番一地先まで	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	後	六・二 九・六	六〇・〇 六〇・〇
		七・五 一三・五	六〇・〇

○宮城県告示第千三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十一月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 巨理大河原川崎線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	柴田郡川崎町大字前川字中町七五番八地先 から	前	九・六	二二・六
後	同郡同町大字前川字中町七五番八地先まで	後	九・六 一五・五	二二・六

○宮城県告示第三十七号

利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 仙塩広域都市計画火葬場
  - 2 名称 一号利府斎場
- 二 縦覧場所
  - 宮城県庁（土木部都市計画課）

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 購入物品及び数量 プロジェクタ及びタブレット端末ほか 一式
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 平成三十一年三月二十二日（金）
  - 4 納入場所 宮城県立学校（三十一校）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五)へ平成三十年十二月五日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 鈴木 純子 電話〇二二―二二―一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成三十年十二月五日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年十二月五日(水)から平成三十年十二月七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年十二月七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十年十二月十二日(水)午前九時から平成三十年十二月十三日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成三十年十二月十三日(木)午後五時  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成三十年十二月十四日(金)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Projectors, tablets and other items (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : March 22, 2019 (Fri.)
- 3 Place of Delivery : 31 Miyagi Prefectural schools
- 4 Deadline for Bid : December 13, 2018 (Thu), 5: 00 pm.
- 5 Contact Person : Junko Suzuki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十八年分収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊一のとおり公表する。

平成三十年十一月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

○宮選管告示第百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十九年分収支報告書について、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を別冊二のとおり公表する。

平成三十年十一月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第17号

石巻広域都市計画南浜津波復興祈念公園1号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

平成30年11月27日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 送達すべき書類

平成30年11月21日付け宮収号外通知文

平成30年11月16日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 送達を受けるべき者

佐々木 卯兵エ 住所及び常居所不明